

## 大阪市職員採用試験等の試験問題例公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、市民の採用試験事務への理解と信頼を確保するとともに、受験希望者の利便に資するため、大阪市人事委員会が実施する職員採用試験等の試験問題例（以下「問題例」という。）の公表について必要な事項を定める。

(公表の対象となる採用試験等)

第2条 問題例の公表は、大阪市人事委員会が実施する採用試験等のうち、次に掲げるものについて行う。

- (1) 大阪市職員（事務行政）採用試験
- (2) 大阪市職員（技術）採用試験
- (3) 大阪市職員（社会福祉）採用試験
- (4) 大阪市職員（保育士）採用試験
- (5) 大阪市職員（消防吏員）採用試験
- (6) 大阪市職員（学校事務）採用試験
- (7) 大阪市職員（司書）採用試験
- (8) 障がい者を対象とした大阪市職員採用選考
- (9) 大阪市職員（臨床心理職員）採用選考

(公表する問題例)

第3条 問題例の公表は、前条各号に掲げる採用試験等において出題した問題及び試験問題提供機関から公表用例題として提供を受けた問題について行う。ただし、次の各号の範囲で公表を行う。

- (1) 法令又は条例の規定により、公表が制限されている問題は、その制限を除く範囲
- (2) 問題の提供を受ける際の条件として、公表する範囲が指定されている問題は、その指定の範囲
- (3) その他、公表することにより、将来の問題出題又は能力の実証に著しく支障が生じるおそれのある場合は、その支障が生じない範囲

(公表の方法)

第4条 問題例の公表は、市民情報プラザへの設置及びインターネットサイトへの掲載により行う。

(公表の時期・期間)

第5条 問題例の公表は、その出題年度内に開始し、次年度以降に新たに問題例を公表する日まで行う。

(実施細目)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に人事委員会の事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年11月12日から施行する。